

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)	改定前(R1. 12)	改定理由
<p data-bbox="212 598 918 758">電気通信施設点検業務標準歩掛 (案) (2 / 4) 総合点検</p> <p data-bbox="425 1085 728 1133">令和3年12月</p>	<p data-bbox="1064 598 1769 758">電気通信施設点検業務標準歩掛 (案) (2 / 4) 総合点検</p> <p data-bbox="1276 1085 1579 1133">令和元年12月</p>	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)		改定前(R1. 12)		改定理由
1	ネットワーク設備			
1- 1	ネットワーク	1	1	
2	多重無線通信設備			
2- 1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	2	2	
2- 2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	2	2	
2- 3	多重無線通信装置 (400MHz帯 SS-SS 対向型・多方向型) (400MHz帯 SS-SS 小容量C型・D型)	2	2	
3	端局設備			
3- 1	デジタル端局装置	3	3	
4	光ファイバネットワーク関連設備			
4- 1	デジタル端局装置 (SDH)	4	4	
4- 2	管理施設用小容量光伝送装置 (PON)	4	4	
4- 3	情報コンセント (FASTイーサネット方式)	4	4	
5	超短波無線電話設備			
5- 1	超短波無線電話装置	5	5	
5- 2	国土交通省デジタル陸上移動通信システム	6		誤記訂正
6	K-COSMOS設備			
6- 1	K-COSMOS装置	7	6	
7	テレメータ・放流警報設備			
7- 1	テレメータ装置	8	7	
7- 2	放流警報装置	8	7	
7- 3	テレメータ装置 (災害対策タイプ1)	8	7	
7- 4	テレメータ装置 (災害対策タイプ2)	8	7	
7- 5	テレメータ装置 (自律型)	8	7	
8	画像伝送受信設備(ヘリテレ用)			
8- 1	画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)	9	8	
8- 2	受信用移動型 (ヘリテレ用)	9	8	
9	衛星通信設備			
9- 1	(衛星通信装置 (固定局装置) 平成28年11月廃止)			
9- 2	(衛星通信装置 (車載型) 平成28年11月廃止)			
9- 3	(Ku-SAT (制御地球局・固定・可搬型) 平成28年11月廃止)			
9- 4	衛星通信装置 (車載局装置)	10	9	
9- 5	衛星通信装置 (可搬局装置)	10	9	
9- 6	衛星通信装置 (固定局装置)	10	9	
10	CCTV設備			
10- 1	CCTV装置	11	10	
11	自動電話交換設備			
11- 1	自動電話交換装置	12	11	
11- 2	VoIP交換装置	12	11	
12	道路情報表示設備			
12- 1	道路情報表示装置	13	12	
13	道路トンネル非常用設備			
13- 1	道路トンネル非常用装置	14	13	
14	ラジオ再放送設備・路側通信設備			
14- 1	ラジオ再放送装置	15	14	
14- 2	路側放送装置	15	14	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)		改定前(R1. 12)		改定理由
15 車種別車輛感知設備		15 車種別車輛感知設備		試行歩掛の本歩掛化  試行歩掛の本歩掛化
15- 1 車種別車輛感知器	16	15- 1 車種別車輛感知器	15	
15- 2 簡易型交通量計測装置	16	15- 2 簡易型交通量計測装置	15	
16 電子応用設備		16 電子応用設備		
16- 1 河川情報システム	17	16- 1 河川情報システム	16	
16- 2 統一河川情報システム	17	16- 2 統一河川情報システム	16	
16- 3 道路情報システム	17	16- 3 道路情報システム	16	
16- 4 レーダ雨(雪)量計システム	17	16- 4 レーダ雨(雪)量計システム	16	
16- 5 地震情報システム	17	16- 5 地震情報システム	16	
16- 6 ダム管理用制御処理設備	18	16- 6 ダム管理用制御処理設備	17	
16- 7 MPレーダ雨(雪)量計システム(Xバンドレーダ)	20			
16- 8 MPレーダ雨(雪)量計システム(Cバンドレーダ)	20			
17 電源設備		17 電源設備		
17- 1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源	21	17- 1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源	19	
18 ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)				
18- 1 ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)基地局	22			
18- 2 ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット)機上局	22			

改定(案)											改定前(R1.12)			改定理由
<b>「総合点検」16-7 MPLレーダ雨(雪)量計システム(Xバンドレーダ局)</b>														(追加)  試行歩掛の本歩掛化
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	運用者等からの確認及び報告等					○		-						
2	運用記録の確認	○						-						
3	表示内容の確認	○						-						
4	監視制御機能の確認					○	100局	18.800	18.800					
5	時計装置の確認					○	100局	7.500	7.500					
6	記録データの確認					○	100局	7.500	7.500					
7	装置相互間の関連動作確認					○	100局	9.400	9.400					
8	システム復旧機能確認					○	100局	9.400	9.400					
9	バックアップ機能の確認					○	100局	9.400	9.400					
<b>「総合点検」16-8 MPLレーダ雨(雪)量計システム(Cバンドレーダ局)</b>														(追加)  試行歩掛の本歩掛化
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	運用者等からの確認及び報告等					○		-						
2	運用記録の確認	○						-						
3	表示内容の確認	○						-						
4	監視制御機能の確認					○	100局	18.80	18.80					
5	時計装置の確認					○	100局	7.50	7.50					
6	記録データの確認					○	100局	7.50	7.50					
7	装置相互間の関連動作確認					○	100局	9.40	9.40					
8	システム復旧機能確認					○	100局	9.40	9.40					
9	バックアップ機能の確認					○	100局	9.40	9.40					

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)											改定前(R1. 12)	改定理由	
「総合点検」18-1 ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット) 基地局											(追加)	試行歩掛の本歩掛化	
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員
1	映像伝送機能の確認						○	100局	7.50	7.50			デュアルでは×1.5
2	(映像付帯) 音声伝送機能の確認						○	100局	3.75	3.75			デュアルでは×1.5
3	(オーダワイヤー) 音声伝送機能の確認						○	100局	2.50	2.50			デュアルでは×1.5
4	機器の状態確認						○	100局	1.25	1.25			
5	ヘリ情報配信機能の確認						○	100局	1.25	1.25			
6	メッセージ送受信機能の確認						○	100局	7.50	7.50			
7	撮影目標位置指定機能の確認						○	100局	7.50	7.50			
8	映像蓄積機能の確認						○	100局	7.50	7.50			
9	外部配信機能の確認						○	100局	3.75	3.75			
10	Web機能の確認						○	100局	3.75	3.75			
「総合点検」18-2 ヘリコプター搭載型衛星通信設備(ヘリサット) 機上局											(追加)	試行歩掛の本歩掛化	
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員
1	映像伝送機能の確認						○	100局	3.75	3.75			デュアルでは×1.5
2	(映像付帯) 音声伝送機能の確認						○	100局	2.50	2.50			デュアルでは×1.5
3	(オーダワイヤー) 音声伝送機能の確認						○	100局	1.25	1.25			デュアルでは×1.5
4	機器の状態確認						○	100局	1.25	1.25			デュアルでは×1.5
5	ヘリ情報配信機能の確認						○	100局	1.25	1.25			
6	メッセージ送受信機能の確認						○	100局	7.50	7.50			
7	撮影目標位置指定機能の確認						○	100局	7.50	7.50			

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)	改定前(R2. 11)	改定理由
<p data-bbox="212 598 918 758">電気通信施設点検業務標準歩掛 (案) (3 / 4) 個別点検</p> <p data-bbox="425 1085 728 1133">令和3年12月</p>	<p data-bbox="1064 598 1769 758">電気通信施設点検業務標準歩掛 (案) (3 / 4) 個別点検</p> <p data-bbox="1276 1085 1579 1133">令和2年11月</p>	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)			改定前(R2. 11)			改定理由
品目番号	品目名称	単位数	品目番号	品目名称	単位数	
<b>1 多重無線通信装置</b>						
1- 1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	1	1- 1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外)	1	
1- 2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	1	1- 2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	1	
1- 3	多重無線通信装置 (400MHz帯 SS-SS 対向型・多方向型)	1	1- 3	多重無線通信装置 (400MHz帯 SS-SS 対向型・多方向型)	1	
1- 4	多重無線通信装置 (400MHz帯 SS-SS 小容量C型・D型)	2	1- 4	多重無線通信装置 (400MHz帯 SS-SS 小容量C型・D型)	2	
1- 5	デハイドレータ	2	1- 5	デハイドレータ	2	
1- 6	FWA無線装置(18GHz)	2	1- 6	FWA無線装置(18GHz)	2	
1- 7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外;新スプリアス規格準拠)	3	1- 7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM以外;新スプリアス規格準拠)	3	
1- 8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM;新スプリアス規格準拠)	3	1- 8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM;新スプリアス規格準拠)	3	
<b>2 端局装置</b>						
2- 1	デジタル端局装置	4	2- 1	デジタル端局装置	4	
2- 2	小容量デジタル端局装置	4	2- 2	小容量デジタル端局装置	4	
2- 3	網同期装置	4	2- 3	網同期装置	4	
<b>3 遠方監視制御装置</b>						
3- 1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	5	3- 1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	5	
3- 2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	5	3- 2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	5	
<b>4 光ファイバネットワーク関連装置</b>						
4- 1- 1	デジタル端局装置 (SDH) (本体)	6	4- 1- 1	デジタル端局装置 (SDH) (本体)	6	
4- 1- 2	デジタル端局装置 (SDH) (光中継増幅装置)	6	4- 1- 2	デジタル端局装置 (SDH) (光中継増幅装置)	6	
4- 1- 3	デジタル端局装置 (SDH) (再生中継装置)	6	4- 1- 3	デジタル端局装置 (SDH) (再生中継装置)	6	
4- 1- 4	デジタル端局装置 (SDH) (支線系SDH端局装置)	6	4- 1- 4	デジタル端局装置 (SDH) (支線系SDH端局装置)	6	
4- 1- 5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)	6	4- 1- 5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局MPON)	6	
4- 1- 6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)	6	4- 1- 6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局SPON)	6	
4- 1- 7	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)	7	4- 1- 7	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (親局MPON)	7	
4- 1- 8	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)	7	4- 1- 8	管理施設用小容量光伝送装置WDM型 (子局SPON)	7	
4- 2- 1	情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式	7	4- 2- 1	情報コンセント設備 (本局設備) FASTイーサネット方式	7	
4- 2- 2	情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式	7	4- 2- 2	情報コンセント設備 (事務所設備) FASTイーサネット方式	7	
4- 2- 3	情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式	8	4- 2- 3	情報コンセント設備 (出張所設備) FASTイーサネット方式	8	
4- 2- 4	情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式	8	4- 2- 4	情報コンセント設備 (中継設備) FASTイーサネット方式	8	
4- 2- 5	情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式	8	4- 2- 5	情報コンセント設備 (可搬端末装置) FASTイーサネット方式	8	
4- 2- 6	情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式	8	4- 2- 6	情報コンセント設備 (情報コンセント側光回線点検) FASTイーサネット方式	8	
4- 3- 1	光ファイバ線路統括管理装置	8	4- 3- 1	光ファイバ線路統括管理装置	8	
4- 3- 2	光ファイバ線路中央監視装置	9	4- 3- 2	光ファイバ線路中央監視装置	9	
4- 3- 3	光ファイバ線路中央管理装置	9	4- 3- 3	光ファイバ線路中央管理装置	9	
4- 3- 4	光ファイバ線路監視装置	10	4- 3- 4	光ファイバ線路監視装置	10	
4- 3- 5	光ファイバ線路管理装置	11	4- 3- 5	光ファイバ線路管理装置	11	
4- 4- 1	光ファイバケーブル線路 (地中電線路)	11	4- 4- 1	光ファイバケーブル線路 (地中電線路)	11	
4- 4- 2	光ファイバケーブル線路 (架空電線路)	11	4- 4- 2	光ファイバケーブル線路 (架空電線路)	11	
4- 4- 3	光ファイバケーブル線路 (屋内電線路)	11	4- 4- 3	光ファイバケーブル線路 (屋内電線路)	11	
4- 5	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(WDM)、デジタル端局装置(RPR)、L3-SW)	11	4- 5	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(WDM)、デジタル端局装置(RPR)、L3-SW)	11	
4- 6	IPネットワーク個別点検 (デジタル端局装置(MPE方式))	12	4- 6	IPネットワーク個別点検 (デジタル端局装置(MPE方式))	12	
4- 7	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(MPE方式)、光中継増幅装置(MPE方式))	13	4- 7	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(MPE方式)、光中継増幅装置(MPE方式))	13	
4- 8	IPネットワーク個別点検 (MPEコントローラ)	14	4- 8	IPネットワーク個別点検 (MPEコントローラ)	14	
<b>5 超短波無線電話装置</b>						
5- 1	超短波無線電話装置 (FX・FB (トンネル無線補助設備含む))	15	5- 1	超短波無線電話装置 (FX・FB (トンネル無線補助設備含む))	15	
5- 2	超短波無線電話装置 (ML)	15	5- 2	超短波無線電話装置 (ML)	15	
5- 3	超短波無線電話装置 (60MHz帯 FX・FB) (新スプリアス規格準拠)	16	5- 3	超短波無線電話装置 (60MHz帯 FX・FB) (新スプリアス規格準拠)	16	
5- 4	超短波無線電話装置 (60MHz帯 ML) (新スプリアス規格準拠)	16	5- 4	超短波無線電話装置 (60MHz帯 ML) (新スプリアス規格準拠)	16	
5- 5	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置 (FB)、携帯基地局無線装置 (FP))	17	5- 5	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置 (FB)、携帯基地局無線装置 (FP))	17	
5- 6	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (車載型無線装置 (ML、MP))	17	5- 6	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (車載型無線装置 (ML、MP))	17	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)			改定前(R2. 11)			改定理由
5- 7	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (携帯型無線装置 (ML、MP))	17	5- 7	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (携帯型無線装置 (ML、MP))	17	
5- 8	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)	18	5- 8	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)	18	
<b>6 K-COSMOS装置</b>			<b>6 K-COSMOS装置</b>			
6- 1	K-COSMOS装置 (総轄局装置 (SS))	19	6- 1	K-COSMOS装置 (総轄局装置 (SS))	19	
6- 2	K-COSMOS装置 (統制局装置 (CS))	19	6- 2	K-COSMOS装置 (統制局装置 (CS))	19	
6- 3	K-COSMOS装置 (基地局装置 (FB))	19	6- 3	K-COSMOS装置 (基地局装置 (FB))	19	
6- 4	K-COSMOS装置 (車載型移動局装置 (ML))	19	6- 4	K-COSMOS装置 (車載型移動局装置 (ML))	19	
6- 5	K-COSMOS装置 (携帯型移動局装置 (ML))	19	6- 5	K-COSMOS装置 (携帯型移動局装置 (ML))	19	
6- 6	K-COSMOS装置 (光中継増幅装置・光端末中継装置)	20	6- 6	K-COSMOS装置 (光中継増幅装置・光端末中継装置)	20	
<b>7 テレメータ・放流警報装置</b>			<b>7 テレメータ・放流警報装置</b>			
7- 1- 1	テレメータ監視局装置	21	7- 1- 1	テレメータ監視局装置	21	
7- 1- 2	テレメータ中継局装置 (V-V中継)	21	7- 1- 2	テレメータ中継局装置 (V-V中継)	21	
7- 1- 3	テレメータ中継局装置 ( $\mu$ -V中継)	22	7- 1- 3	テレメータ中継局装置 ( $\mu$ -V中継)	22	
7- 1- 4	テレメータ観測局装置	22	7- 1- 4	テレメータ観測局装置	22	
7- 1- 5	テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	23	7- 1- 5	テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	23	
7- 1- 6	テレメータ中継局装置 (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	23	7- 1- 6	テレメータ中継局装置 (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	23	
7- 1- 7	テレメータ中継局装置 ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	24	7- 1- 7	テレメータ中継局装置 ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	24	
7- 1- 8	テレメータ観測局装置 (新スプリアス規格準拠)	24	7- 1- 8	テレメータ観測局装置 (新スプリアス規格準拠)	24	
7- 2- 1	放流警報監視局装置	25	7- 2- 1	放流警報監視局装置	25	
7- 2- 2	放流警報中継局装置 (V-V中継)	25	7- 2- 2	放流警報中継局装置 (V-V中継)	25	
7- 2- 3	放流警報中継局装置 ( $\mu$ -V中継)	25	7- 2- 3	放流警報中継局装置 ( $\mu$ -V中継)	25	
7- 2- 4	放流警報局装置	26	7- 2- 4	放流警報局装置	26	
7- 2- 5	放流警報監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	26	7- 2- 5	放流警報監視局装置 (新スプリアス規格準拠)	26	
7- 2- 6	放流警報中継局装置 (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	27	7- 2- 6	放流警報中継局装置 (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	27	
7- 2- 7	放流警報中継局装置 ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	27	7- 2- 7	放流警報中継局装置 ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	27	
7- 2- 8	放流警報局装置 (新スプリアス規格準拠)	27	7- 2- 8	放流警報局装置 (新スプリアス規格準拠)	27	
7- 3- 1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1)	28	7- 3- 1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1)	28	
7- 3- 2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (V-V中継)	28	7- 3- 2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (V-V中継)	28	
7- 3- 3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) ( $\mu$ -V中継)	29	7- 3- 3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) ( $\mu$ -V中継)	29	
7- 3- 4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1)	29	7- 3- 4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1)	29	
7- 3- 5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1: 新スプリアス規格準拠)	30	7- 3- 5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1: 新スプリアス規格準拠)	30	
7- 3- 6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	30	7- 3- 6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	30	
7- 3- 7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	30	7- 3- 7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1) ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	30	
7- 3- 8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1: 新スプリアス規格準拠)	31	7- 3- 8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1: 新スプリアス規格準拠)	31	
7- 4- 1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2)	32	7- 4- 1	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2)	32	
7- 4- 2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継)	32	7- 4- 2	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継)	32	
7- 4- 3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) ( $\mu$ -V中継)	32	7- 4- 3	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) ( $\mu$ -V中継)	32	
7- 4- 4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2)	33	7- 4- 4	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2)	33	
7- 4- 5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2: 新スプリアス規格準拠)	33	7- 4- 5	テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2: 新スプリアス規格準拠)	33	
7- 4- 6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	34	7- 4- 6	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	34	
7- 4- 7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	34	7- 4- 7	テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2) ( $\mu$ -V中継: 新スプリアス規格準拠)	34	
7- 4- 8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2: 新スプリアス規格準拠)	34	7- 4- 8	テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2: 新スプリアス規格準拠)	34	
7- 5- 1	テレメータ監視局装置 (自律型)	35	7- 5- 1	テレメータ監視局装置 (自律型)	35	
7- 5- 2	テレメータ中継局装置 (自律型) (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	35	7- 5- 2	テレメータ中継局装置 (自律型) (V-V中継: 新スプリアス規格準拠)	35	
7- 5- 3	テレメータ中継局装置 (自律型) (V- $\mu$ およびV-I中継)	35	7- 5- 3	テレメータ中継局装置 (自律型) (V- $\mu$ およびV-I中継)	35	
7- 5- 4	テレメータ観測局装置 (自律型: 新スプリアス規格準拠)	36	7- 5- 4	テレメータ観測局装置 (自律型: 新スプリアス規格準拠)	36	
<b>8 模写電送装置</b>			<b>8 模写電送装置</b>			
8- 1	蓄積同報装置	37	8- 1	蓄積同報装置	37	
<b>9 画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)</b>			<b>9 画像伝送受信装置 (ヘリテレ用)</b>			
9- 1	画像受信用固定型 (ヘリテレ用)	38	9- 1	画像受信用固定型 (ヘリテレ用)	38	
9- 2	空中線駆動装置 (ヘリテレ用)	38	9- 2	空中線駆動装置 (ヘリテレ用)	38	
9- 3	制御処理装置 (ヘリテレ用)	38	9- 3	制御処理装置 (ヘリテレ用)	38	
9- 4	連絡用無線装置 (ヘリテレ用)	38	9- 4	連絡用無線装置 (ヘリテレ用)	38	
9- 5	データ伝送用無線装置 (ヘリテレ用)	39	9- 5	データ伝送用無線装置 (ヘリテレ用)	39	



電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)			改定前(R2. 11)			改定理由
9- 6	監視制御モニタ装置 (ヘリテレ用)	39	9- 6	監視制御モニタ装置 (ヘリテレ用)	39	
9- 7	受信用移動型 (ヘリテレ用)	39	9- 7	受信用移動型 (ヘリテレ用)	39	
9- 8	連絡用無線装置 (ヘリテレ用：新スプリアス規格準拠)	40	9- 8	連絡用無線装置 (ヘリテレ用：新スプリアス規格準拠)	40	
<b>10 衛星通信装置</b>			<b>10 衛星通信装置</b>			
10- 1- 1	(衛星通信装置 (固定局アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 1- 1	(衛星通信装置 (固定局アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 1- 2	(衛星通信装置 (固定局送受信装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 1- 2	(衛星通信装置 (固定局送受信装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 1- 3	(衛星通信装置 (固定局個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 1- 3	(衛星通信装置 (固定局個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 1- 4	(衛星通信装置 (固定局画像端局装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 1- 4	(衛星通信装置 (固定局画像端局装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 1- 5	(衛星通信装置 (固定局回線制御装置 (本省局のみ) ) 平成28年11月廃止)	41	10- 1- 5	(衛星通信装置 (固定局回線制御装置 (本省局のみ) ) 平成28年11月廃止)	41	
10- 2- 1	(衛星通信装置 (車載型送受信装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 2- 1	(衛星通信装置 (車載型送受信装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 2- 2	(衛星通信装置 (車載型個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 2- 2	(衛星通信装置 (車載型個別通信端局装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 2- 3	(衛星通信装置 (車載型画像端局装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 2- 3	(衛星通信装置 (車載型画像端局装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 2- 4	(衛星通信装置 (車載型アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 2- 4	(衛星通信装置 (車載型アンテナ装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 3- 1	(Ku-SAT (制御地球局) 平成28年11月廃止)	41	10- 3- 1	(Ku-SAT (制御地球局) 平成28年11月廃止)	41	
10- 3- 2	(Ku-SAT (制御地球局回線制御装置) 平成28年11月廃止)	41	10- 3- 2	(Ku-SAT (制御地球局回線制御装置) 平成28年11月廃止)	41	
10- 3- 3	(Ku-SAT (固定・可搬型) 平成28年11月廃止)	41	10- 3- 3	(Ku-SAT (固定・可搬型) 平成28年11月廃止)	41	
10- 4- 1	衛星通信装置 (車載局アンテナ装置・送受信装置)	41	10- 4- 1	衛星通信装置 (車載局アンテナ装置・送受信装置)	41	
10- 4- 2	衛星通信装置 (車載局端局装置)	41	10- 4- 2	衛星通信装置 (車載局端局装置)	41	
10- 4- 3	衛星通信装置 (可搬局装置)	42	10- 4- 3	衛星通信装置 (可搬局装置)	42	
10- 4- 4	衛星通信装置 (固定局アンテナ装置)	42	10- 4- 4	衛星通信装置 (固定局アンテナ装置)	42	
10- 4- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置)	42	10- 4- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置)	42	
10- 4- 6	衛星通信装置 (固定局端局装置)	42	10- 4- 6	衛星通信装置 (固定局端局装置)	42	
10- 4- 7	衛星通信装置 (固定局衛星通信端末装置)	43	10- 4- 7	衛星通信装置 (固定局衛星通信端末装置)	43	
10- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置：新スプリアス規格準拠)	43	10- 5	衛星通信装置 (固定局送受信装置：新スプリアス規格準拠)	43	
<b>11 画像符号化装置</b>			<b>11 画像符号化装置</b>			
11- 1	画像符号化装置	44	11- 1	画像符号化装置	44	
11- 2	IPコーデック (IPエンコーダ、IPデコーダ)	44	11- 2	IPコーデック (IPエンコーダ、IPデコーダ)	44	
<b>12 直流電源装置</b>			<b>12 直流電源装置</b>			
12- 1	直流電源装置 (多重無線設備用 (触媒栓付) )	45	12- 1	直流電源装置 (多重無線設備用 (触媒栓付) )	45	
12- 2	直流電源装置 (多重無線設備用 (MSE形等) )	45	12- 2	直流電源装置 (多重無線設備用 (MSE形等) )	45	
12- 3	直流電源装置 (テレメータKR用 (触媒栓付) )	45	12- 3	直流電源装置 (テレメータKR用 (触媒栓付) )	45	
12- 4	直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等) )	46	12- 4	直流電源装置 (テレメータKR用 (MSE形等) )	46	
12- 5	直流電源装置 (テレメータB型用)	46	12- 5	直流電源装置 (テレメータB型用)	46	
12- 6	太陽電池 (テレメータ用)	46	12- 6	太陽電池 (テレメータ用)	46	
12- 7	直流電源装置 (交換機用 (触媒栓付) )	46	12- 7	直流電源装置 (交換機用 (触媒栓付) )	46	
12- 8	直流電源装置 (交換機用 (MSE形等) )	47	12- 8	直流電源装置 (交換機用 (MSE形等) )	47	
12- 9	直流電源装置 (48V通信設備用)	47	12- 9	直流電源装置 (48V通信設備用)	47	
12- 10	直流電源装置 (48V通信設備用 (AF型) )	47	12- 10	直流電源装置 (48V通信設備用 (AF型) )	47	
<b>13 無停電電源装置 (CVCF)</b>			<b>13 無停電電源装置 (CVCF)</b>			
13- 1	無停電電源装置 (触媒栓付)	48	13- 1	無停電電源装置 (触媒栓付)	48	
13- 2	無停電電源装置 (MSE形等)	48	13- 2	無停電電源装置 (MSE形等)	48	
13- 3	無停電電源装置 (汎用小容量 UPS 20KVA以下)	48	13- 3	無停電電源装置 (汎用小容量 UPS 20KVA以下)	48	
<b>14 CCTV装置</b>			<b>14 CCTV装置</b>			
14- 1	カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)	49	14- 1	カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)	49	
14- 2	監視制御設備 (CCTV制御装置、操作器)	49	14- 2	監視制御設備 (CCTV制御装置、操作器)	49	
<b>15 テレビ共聴装置</b>			<b>15 テレビ共聴装置</b>			
15- 1	テレビ放送波受信アンテナ部	50	15- 1	テレビ放送波受信アンテナ部	50	
15- 2	テレビ共聴装置 (ヘッドエンド装置)	50	15- 2	テレビ共聴装置 (ヘッドエンド装置)	50	
15- 3	テレビ共聴装置 (共聴伝送路)	50	15- 3	テレビ共聴装置 (共聴伝送路)	50	
15- 4	テレビ共聴装置 (光受信機、光中継部)	50	15- 4	テレビ共聴装置 (光受信機、光中継部)	50	
<b>16 自動電話交換装置</b>			<b>16 自動電話交換装置</b>			
16- 1	電子型交換装置	51	16- 1	電子型交換装置	51	
16- 2	簡易型交換装置	51	16- 2	簡易型交換装置	51	
16- 3-1	VoIP交換装置 (IP電話交換装置)	51	16- 3-1	VoIP交換装置 (IP電話交換装置)	51	
16- 3-2	VoIP交換装置 (保守コンソール)	52	16- 3-2	VoIP交換装置 (保守コンソール)	52	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)		改定前(R2. 11)		改定理由		
16- 3-3	VoIP交換装置 (フロアL2スイッチ)	52	16- 3-3	VoIP交換装置 (フロアL2スイッチ)	52	
16- 3-4	VoIP交換装置 (認証サーバ)	53	16- 3-4	VoIP交換装置 (認証サーバ)	53	
16- 3-5	VoIP交換装置 (DHCPサーバ)	53	16- 3-5	VoIP交換装置 (DHCPサーバ)	53	
16- 3-6	VoIP交換装置 (無線LANスイッチ)	54	16- 3-6	VoIP交換装置 (無線LANスイッチ)	54	
16- 3-7	VoIP交換装置 (無線LANアクセスポイント)	54	16- 3-7	VoIP交換装置 (無線LANアクセスポイント)	54	
<b>17 鉄塔・反射板</b>			<b>17 鉄塔・反射板</b>			
17-1	鉄塔・反射板	55	17-1	鉄塔・反射板	55	
<b>18 道路情報表示装置</b>			<b>18 道路情報表示装置</b>			
18- 1	道路情報表示装置 (主制御機)	56	18- 1	道路情報表示装置 (主制御機)	56	
18- 2	A形、A2形電光式表示機	56	18- 2	A形、A2形電光式表示機	56	
18- 3	A形、B形字幕・透光式表示機	56	18- 3	A形、B形字幕・透光式表示機	56	
18- 4	HL1～5形表示機	56	18- 4	HL1～5形表示機	56	
<b>19 道路トンネル非常用装置</b>			<b>19 道路トンネル非常用装置</b>			
19- 1	道路トンネル非常用装置 (制御装置)	57	19- 1	道路トンネル非常用装置 (制御装置)	57	
19- 2	道路トンネル非常用装置 (副制御装置)	57	19- 2	道路トンネル非常用装置 (副制御装置)	57	
19- 3	道路トンネル非常用装置 (受信制御装置)	57	19- 3	道路トンネル非常用装置 (受信制御装置)	57	
19- 4	道路トンネル非常用装置 (警報表示板、補助警報表示板)	58	19- 4	道路トンネル非常用装置 (警報表示板、補助警報表示板)	58	
19- 5	道路トンネル非常用装置 (モニタ盤)	58	19- 5	道路トンネル非常用装置 (モニタ盤)	58	
19- 6	道路トンネル非常用装置 (監視盤)	58	19- 6	道路トンネル非常用装置 (監視盤)	58	
19- 7	押しボタン式通報装置	58	19- 7	押しボタン式通報装置	58	
19- 8	非常電話機	58	19- 8	非常電話機	58	
19- 9	誘導表示板	58	19- 9	誘導表示板	58	
19- 10	火災受信盤	59	19- 10	火災受信盤	59	
19- 11	火災検知器	59	19- 11	火災検知器	59	
<b>20 通行止装置</b>			<b>20 通行止装置</b>			
20- 1	通行止装置 (制御器、表示板、遮断機)	60	20- 1	通行止装置 (制御器、表示板、遮断機)	60	
<b>21 ラジオ再放送装置・路側放送装置</b>			<b>21 ラジオ再放送装置・路側放送装置</b>			
21- 1	ラジオ再放送装置	61	21- 1	ラジオ再放送装置	61	
21- 2	路側放送装置	61	21- 2	路側放送装置	61	
21- 3	路側放送装置 (新スプリアス規格準拠)	61	21- 3	路側放送装置 (新スプリアス規格準拠)	61	
<b>22 センサ</b>			<b>22 センサ</b>			
22- 1	雨量計	62	22- 1	雨量計	62	
22- 2	水位計 (水研62型)	62	22- 2	水位計 (水研62型)	62	
22- 3	水位計 (水晶式)	62	22- 3	水位計 (水晶式)	62	
22- 4	音波水位計	62	22- 4	音波水位計	62	
22- 5	超音波積雪深計	63	22- 5	超音波積雪深計	63	
22- 6	光波積雪深計	63	22- 6	光波積雪深計	63	
22- 7	風向風速計	63	22- 7	風向風速計	63	
22- 8	温度計 (白金抵抗体)	63	22- 8	温度計 (白金抵抗体)	63	
22- 9	埋設路面温度計 (白金抵抗体)	64	22- 9	埋設路面温度計 (白金抵抗体)	64	
22- 10	路面凍結検知装置	64	22- 10	路面凍結検知装置	64	
22- 11	車種別車両感知器 (センサ)	64	22- 11	車種別車両感知器 (センサ)	64	
22- 12	車種別車両感知器 (中央装置)	65	22- 12	車種別車両感知器 (中央装置)	65	
22- 13	V I計	65	22- 13	V I計	65	
22- 14	簡易型交通量計測装置 (超音波送受波センサ方式)	65	22- 14	簡易型交通量計測装置 (超音波送受波センサ方式)	65	
<b>23 付属設備</b>			<b>23 付属設備</b>			
23- 1	耐雷トランス (低圧用)	66	23- 1	耐雷トランス (低圧用)	66	
<b>24 電子応用共通機器</b>			<b>24 電子応用共通機器</b>			
24- 1	処理装置 (入出力コンソール、通信制御装置含む) (ダム管理用制御処理装置、レーダ雨(雪)量計システム、地震情報システム)	67	24- 1	処理装置 (入出力コンソール、通信制御装置含む) (ダム管理用制御処理装置、レーダ雨(雪)量計システム、地震情報システム)	67	
24- 2	液晶ディスプレイ	67	24- 2	液晶ディスプレイ	67	
24- 3	端末装置 (ワークステーション、パーソナルコンピュータ)	67	24- 3	端末装置 (ワークステーション、パーソナルコンピュータ)	67	
24- 4	端末装置 (LAN (ブリッジ、ルータ))	67	24- 4	端末装置 (LAN (ブリッジ、ルータ))	67	
24- 5	サーバ (ファイルサーバ、プリンタサーバ)	68	24- 5	サーバ (ファイルサーバ、プリンタサーバ)	68	
24- 6	C D T受信装置	68	24- 6	C D T受信装置	68	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)			改定前(R2. 11)			改定理由
24- 7	C D T送信装置	68	24- 7	C D T送信装置	68	
24- 8	表示板(壁掛け式)	68	24- 8	表示板(壁掛け式)	68	
24- 9	表示板(床据付式)	68	24- 9	表示板(床据付式)	68	
24- 10	ビデオプロジェクタ	69	24- 10	ビデオプロジェクタ	69	
24- 11	時計装置	69	24- 11	時計装置	69	
24- 12	分電盤	69	24- 12	分電盤	69	
<b>25 河川情報システム</b>			<b>25 河川情報システム</b>			
25- 1	河川情報システム(通信制御装置/その他サーバ)	70	25- 1	河川情報システム(通信制御装置/その他サーバ)	70	
25- 2	河川情報システム(分岐切替装置)	70	25- 2	河川情報システム(分岐切替装置)	70	
25- 3	統一河川情報システム(サーバ)	70	25- 3	統一河川情報システム(サーバ)	70	
25- 4	統一河川情報システム(負荷分散装置)	70	25- 4	統一河川情報システム(負荷分散装置)	70	
<b>26 道路情報システム</b>			<b>26 道路情報システム</b>			
26- 1	道路情報システム(通信制御装置/処理装置)	71	26- 1	道路情報システム(通信制御装置/処理装置)	71	
26- 2	道路情報システム(インタフェース変換装置)	71	26- 2	道路情報システム(インタフェース変換装置)	71	
<b>27 レーダ雨(雪)量計システム</b>			<b>27 レーダ雨(雪)量計システム</b>			
27- 1	レドーム(レーダ局)	72	27- 1	レドーム(レーダ局)	72	
27- 2	空中線装置(レーダ局)(導波管加圧装置及び安全開閉器含む)	72	27- 2	空中線装置(レーダ局)(導波管加圧装置及び安全開閉器含む)	72	
27- 3	空中線制御装置(レーダ局)	72	27- 3	空中線制御装置(レーダ局)	72	
27- 4	送受信装置(レーダ局)	73	27- 4	送受信装置(レーダ局)	73	
27- 5	レーダ動作監視装置(レーダ局)	73	27- 5	レーダ動作監視装置(レーダ局)	73	
27- 6	信号処理装置(レーダ局)	73	27- 6	信号処理装置(レーダ局)	73	
27- 7	指示装置(レーダ局)	74	27- 7	指示装置(レーダ局)	74	
27- 8	収集処理装置(レーダ局)(入出力コンソール含む)	74	27- 8	収集処理装置(レーダ局)(入出力コンソール含む)	74	
27- 9	入出力装置(レーダ局)	74	27- 9	入出力装置(レーダ局)	74	
27- 10	レーダ電源制御装置(レーダ局)	74	27- 10	レーダ電源制御装置(レーダ局)	74	
27- 11	通信接続装置II(処理局)	74	27- 11	通信接続装置II(処理局)	74	
27- 12	動作監視装置(処理局)	75	27- 12	動作監視装置(処理局)	75	
27- 13	動作制御装置(処理局)	75	27- 13	動作制御装置(処理局)	75	
27- 14	高輝度P P I装置(処理局)	75	27- 14	高輝度P P I装置(処理局)	75	
27- 15	解析処理装置・データ記録処理	75	27- 15	解析処理装置・データ記録処理	75	
27- 16	送受信装置(レーダ局:新スプリアス規格準拠)	76	27- 16	送受信装置(レーダ局:新スプリアス規格準拠)	76	
<b>28 地震情報システム</b>			<b>28 地震情報システム</b>			
28- 1	地震情報システム(集配信制御装置(本局設備))	77	28- 1	地震情報システム(集配信制御装置(本局設備))	77	
28- 2	地震情報システム(通信制御装置(事務所設備))	77	28- 2	地震情報システム(通信制御装置(事務所設備))	77	
28- 3	強震計測装置	77	28- 3	強震計測装置	77	
<b>29 ダム管理用制御処理設備</b>			<b>29 ダム管理用制御処理設備</b>			
29- 1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置(処理装置、サーバ等、端末装置(PC, W S))	78	29- 1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置(処理装置、サーバ等、端末装置(PC, W S))	78	
29- 2	入出力インタフェース装置	78	29- 2	入出力インタフェース装置	78	
29- 3	入出力中継装置	78	29- 3	入出力中継装置	78	
29- 4	遠方手動操作卓(監視制御卓)	78	29- 4	遠方手動操作卓(監視制御卓)	78	
29- 5	情報処理操作卓/表示設定操作卓	79	29- 5	情報処理操作卓/表示設定操作卓	79	
29- 6	試験装置(訓練装置)	79	29- 6	試験装置(訓練装置)	79	
29- 7	記録計(アナログ式)	79	29- 7	記録計(アナログ式)	79	
29- 8	水位計(デジタル、アナログ式)	79	29- 8	水位計(デジタル、アナログ式)	79	
29- 9	開度計	79	29- 9	開度計	79	
29- 10	分岐切替装置	80	29- 10	分岐切替装置	80	
29- 11	前処理装置/入出力処理装置(光ケーブル伝送方式)	80	29- 11	前処理装置/入出力処理装置(光ケーブル伝送方式)	80	
29- 12	前処理装置/入出力処理装置(メタルケーブル伝送方式)	80	29- 12	前処理装置/入出力処理装置(メタルケーブル伝送方式)	80	
29- 13	機側伝送装置(ゲート用)	80	29- 13	機側伝送装置(ゲート用)	80	
29- 14	機側伝送装置(水位計用)	81	29- 14	機側伝送装置(水位計用)	81	
29- 15	通信制御処理装置/情報伝達処理装置	81	29- 15	通信制御処理装置/情報伝達処理装置	81	
29- 16	ゲート制御装置	81	29- 16	ゲート制御装置	81	
29- 17	中継端子盤	81	29- 17	中継端子盤	81	
29- 18	光ケーブル接続盤	81	29- 18	光ケーブル接続盤	81	

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)		改定前(R2. 11)		改定理由
<b>30 受変電設備</b>		<b>30 受変電設備</b>		
30- 1	自家用電気設備環境点検	82		
30- 2	受変電設備(継電器類共通事項(誘導形))	82		
30- 3	受変電設備(継電器類共通事項(静止形))	82		
30- 4	受変電設備(図書類・予備品等の確認)	82		
30- 5	閉鎖型受変電設備	83		
<b>31 特別高圧設備</b>		<b>31 特別高圧設備</b>		
31- 1	特別高圧設備(断路器)	84		
31- 2	特別高圧設備(油入遮断器)	84		
31- 3	特別高圧設備(真空遮断器)	84		
31- 4	特別高圧設備(油入変圧器)	84		
31- 5	特別高圧設備(避雷器)	85		
31- 6	特別高圧設備(計器用変圧器)	85		
31- 7	特別高圧設備(母線・構造物)	85		
31- 8	特別高圧設備(閉鎖配電盤)	85		
31- 9	特別高圧設備(ガス絶縁開閉装置)	85		
31- 10	特別高圧設備(ケーブル)	85		
31- 11	特別高圧設備(圧縮空気発生装置)	85		
<b>32 高圧設備</b>		<b>32 高圧設備</b>		
32- 1	高圧設備(断路器)	86		
32- 2	高圧設備(油入遮断器)	86		
32- 3	高圧設備(真空遮断器)	86		
32- 4	高圧設備(油入変圧器)	87		
32- 5	高圧設備(モールド変圧器)	87		
32- 6	高圧設備(計器用変成器)	87		
32- 7	高圧設備(避雷器)	87		
32- 8	(高圧設備(閉鎖配電盤)平成28年11月廃止)	87		
32- 9	高圧設備(電力用コンデンサ設備)	87		
32- 10	高圧設備(電力ヒューズ)	87		
32- 11	高圧設備(開閉器)	88		
32- 12	高圧設備(母線)	88		
32- 13	高圧設備(引込柱)	88		
32- 14	高圧設備(区分開閉器(ガス・真空・気中を含む))	88		
32- 15	高圧設備(電線・支持物)	88		
32- 16	高圧設備(ケーブル)	88		
<b>33 低圧設備</b>		<b>33 低圧設備</b>		
33- 1	動力・電灯盤	89		
33- 2	直流電源装置(遮断器投入用)(触媒栓付き)	89		
33- 3	直流電源装置(遮断器投入用)(MSE形等)	89		
33- 4	分電盤	89		
33- 5	ハンドホール等	89		
<b>34 監視制御盤類</b>		<b>34 監視制御盤類</b>		
34- 1	監視制御盤類(操作卓)	90		
34- 2	監視制御盤類(補助継電器盤)	90		
34- 3	監視制御盤類(コントロールセンタ)	90		
34- 4	監視制御盤類(機側操作盤(標準型))	90		
34- 5	監視制御盤類(機側操作盤(簡易型))	90		
34- 6	監視制御盤類(計装設備)	90		
<b>35 負荷設備</b>		<b>35 負荷設備</b>		
35- 1	電動機負荷(停止時)	91		
35- 2	電動機負荷(運転時)	91		
35- 3	照明負荷	91		
35- 4	動力負荷	91		
<b>36 ロードヒーティング</b>		<b>36 ロードヒーティング</b>		
36- 1	ロードヒーティング	92		

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)		改定前(R2. 11)	改定理由
<b>37 発動発電機</b>		<b>37 発動発電機</b>	
37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (原動機)	93	37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (原動機)	93
37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (原動機)	93	37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (原動機)	93
37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (原動機)	93	37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (原動機)	93
37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (原動機)	94	37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (原動機)	94
37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (原動機)	94	37- 1 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (原動機)	94
37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (発電機)	94	37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (発電機)	94
37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (発電機)	95	37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (発電機)	95
37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (発電機)	95	37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (発電機)	95
37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (発電機)	95	37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (発電機)	95
37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機)	95	37- 2 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機)	95
37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (直流電源盤)	96	37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (直流電源盤)	96
37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96	37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96
37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (直流電源盤)	96	37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (直流電源盤)	96
37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96	37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96
37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	96	37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	96
37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96	37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96
37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	96	37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	96
37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96	37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96
37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	96	37- 3 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	96
37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96	37- 4 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (煙道、消音器)	96
37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97	37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97
37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97	37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97
37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97	37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 2 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97
37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97	37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 5 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97
37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97	37- 5 発動発電機 (ディーゼル： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	97
37- 6 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (原動機)	98	37- 6 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (原動機)	98
37- 6 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (原動機)	98	37- 6 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (原動機)	98
37- 7 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (発電機)	98	37- 7 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (発電機)	98
37- 7 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機)	98	37- 7 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機)	98
37- 8 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	99	37- 8 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	99
37- 9 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (煙道)	99	37- 9 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (煙道)	99
37- 8 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	99	37- 8 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (直流電源盤)	99
37- 9 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (煙道)	99	37- 9 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (煙道)	99
37- 10 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	99	37- 10 発動発電機 (ガスタービン： 5 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	99
37- 10 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	99	37- 10 発動発電機 (ガスタービン： 1 0 0 0 k V A以下) (発電機盤・制御盤)	99
37- 11 発動発電機 (携帯型)	100	37- 11 発動発電機 (携帯型)	100
<b>38 地下タンク設備</b>		<b>38 地下タンク設備</b>	
38- 1 地下タンク設備	101	38- 1 地下タンク設備	101
<b>39 太陽光発電設備</b>		<b>39 太陽光発電設備</b>	
39- 1 太陽電池アレイ (1 0 k W)	102	39- 1 太陽電池アレイ (1 0 k W)	102
39- 2 太陽光発電設備 (接続箱 (1 0 k W) )	102	39- 2 太陽光発電設備 (接続箱 (1 0 k W) )	102
39- 3 太陽光発電設備 (パワーコンディショナ (1 0 k W) )	102	39- 3 太陽光発電設備 (パワーコンディショナ (1 0 k W) )	102
<b>40 風力発電設備</b>		<b>40 風力発電設備</b>	
40- 1 風力発電装置 (1 0 k W以下)	103	40- 1 風力発電装置 (1 0 k W以下)	103
<b>41 環境点検</b>		<b>41 環境点検</b>	
41- 1 環境点検 (観測局舎、中継局舎等)	104	41- 1 環境点検 (観測局舎、中継局舎等)	104
41- 2 環境点検 (受変電設備建屋)	104	41- 2 環境点検 (受変電設備建屋)	104
41- 3 環境点検 (空調設備)	104	41- 3 環境点検 (空調設備)	104
<b>42 国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム</b>		<b>42 国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム</b>	
42- 1 国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム	105	42- 1 国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム	105
<b>43 ITSスポット</b>			
43- 1 I T Sスポット (R S U)	106		
43- 2 I T Sスポット (情報接続処理装置)	106		

試行基準の本基準化



改定(案)										改定前(R2.11)			改定理由	
「個別点検」43- 1 ITSスポット(RSU)													(追加)	試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	伝搬路の見直し確認						○	100台	1,250	1,250				
2	外観確認(空中線)						○	100台	1,250	1,250				
	外観確認(筐体・支柱)						○	100台	1,250	1,250				
3	動作確認						○	100台	2,500	2,500				
4	各部電圧確認						○	100台	1,250	1,250				
5	接続部の確認						○	100台	1,250	1,250				
6	避雷素子の確認						○		-	-	主たる装置に含む			
7	機器本体の清掃等						○	100台	2,500	2,500				
							○	100台	10,000	10,000	タイプA			
							○	100台	12,500	12,500	タイプB			
							○	100台	15,000	15,000	タイプC			
							○	100台	10,000	10,000	タイプE			
9	送信周波数確認						○	100台	10,000	10,000				
「個別点検」43- 2 ITSスポット(情報接続処理装置)													(追加)	試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	情報接続処理装置の機能と動作を確認						○	100台	5,000	5,000				
2	入出力コンソール部の動作確認						○	100台	2,500	2,500				
3	システム復旧機能の確認						○	100台	1,250	1,250	システム復旧機能の確認			
							○	100台	1,250	1,250	待機系装置への切替確認			
4	接続部の確認						○	100台	1,250	1,250				
5	機器本体の清掃等						○	100台	1,250	1,250				
「個別点検」43- 3 ITSスポット(プローブ処理装置)													(追加)	試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	データ保存機能の確認						○	100台	3,750	3,750				
2	プローブ統合サーバ向け通信機能の確認						○	100台	5,000	5,000				
3	入出力コンソール部の動作確認						○	100台	2,500	2,500				
4	システム復旧機能の確認						○	100台	1,250	1,250	システム復旧機能の確認			
							○	100台	1,250	1,250	待機系装置への切替確認			
5	接続部の確認						○	100台	1,250	1,250				
6	機器本体の清掃等						○	100台	1,250	1,250				
「個別点検」43- 4 ITSスポット(RSU鍵設定装置)													(追加)	試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	RSU鍵設定機能の確認						○	100台	5,000	5,000				
2	システム復旧機能の確認						○	100台	5,000	5,000				
3	接続部の確認						○	100台	1,250	1,250				
4	機器本体の清掃等						○	100台	1,250	1,250				

改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由
「個別点検」44-1-1 ヘリサット架 (基地局)											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	ヘリサット制御装置の機能確認						○	100局	10.00	10.00				
2	地上用変復調装置の確認						○	100局	1.25	1.25				
3	映像復号装置の確認						○	100局	7.50	7.50				
4	音声マトリクススイッチの確認						○	100局	1.25	1.25				
5	自動応答装置の確認						○	100局	6.25	6.25				
6	MPEG2/H.264デュアルエンコーダの確認						○	100局	7.50	7.50				
7	アップコンバータの確認						○	100局	1.25	1.25				
8	デジタル/アナログ変換器の確認						○	100局	1.25	1.25				
9	タイトルジェネレータの確認						○	100局	7.50	7.50				
10	接続部の確認						○	100局	3.75	3.75				
11	FANの点検						○	100局	1.25	1.25				
12	バッテリーの確認						○	100局	1.25	1.25				
13	バッテリーの交換						※	100局	2.50	2.50	交換は2年毎			
14	機器本体の清掃						○	100局	3.75	3.75				
15	図書類・予備品等の確認						○	100局	1.25	1.25				
「個別点検」44-1-2 ヘリ位置表示架 (基地局)											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	IPコンバータの機能確認						○	100局	7.50	7.50				
2	管理装置の機能確認						○	100局	3.75	3.75				
3	LCD、キーボード、マウス、KVMコンソールの確認						○	100局	1.25	1.25				
4	地図・映像表示端末の機能確認						○	100局	3.75	3.75				
5	接続部の確認						○	100局	3.75	3.75				
6	FANの点検						○	100局	1.25	1.25				
7	ログの確認						○	100局	2.50	2.50				
8	機器本体の清掃						○	100局	3.75	3.75				
「個別点検」44-2-1 無線伝送部・空中線 (機上局)											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	外観の確認						○	100局	4.38	4.38	デュアルでは×1.5			
2	ボルト類の確認						○	100局	4.38	4.38	デュアルでは×1.5			
3	空中線機構及び外部機能確認						○	100局	4.38	4.38	デュアルでは×1.5			
4	送信出力電力確認						○	100局	5.58	5.58	デュアルでは×1.5			
5	交差偏波識別度確認						※	100局	1.25	1.25	飛行点検時実施(5年毎)			
6	送信周波数確認						○	100局	6.73	6.73	デュアルでは×1.5			
7	受信機能の確認						○	100局	1.25	1.25	デュアルでは×1.5			
8	機器本体等の清掃						○	100局	4.38	4.38	デュアルでは×1.5			
9	図書類の確認						○	100局	1.25	1.25	図書類の確認			
「個別点検」44-2-2 映像音声制御装置 (機上局)											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	ビデオスイッチ機能の確認						○	100局	1.25	1.25				
2	音声配信機能の確認						○	100局	1.25	1.25				
3	ダウンコンバータ機能確認						○	100局	1.25	1.25				
4	接続部の確認						○	100局	3.75	3.75				
5	機器本体の清掃						○	100局	3.75	3.75				



改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由
<b>「個別点検」44-2-3 ヘリサット用信号処理装置 (機上局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考	(追加)			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員	
1	シリアルデバイスサーバ機能確認						○	100局	1.25	1.25				操作機含む
2	信号変換装置機能確認						○	100局	1.25	1.25				
3	接続部の確認						○	100局	1.25	1.25				
4	機器本体の清掃						○	100局	1.25	1.25				
<b>「個別点検」44-2-4 映像符号化装置 (機上局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考	(追加)			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員	
1	音声の確認						○	100対向	1.25	1.25				
2	映像の確認						○	100対向	3.75	3.75				
3	FANの確認						○	100局	1.25	1.25				
4	バッテリーの確認						○	100局	1.25	1.25				
5	バッテリーの交換						※	100局	8.75	8.75	交換は2年毎			
6	接続部の確認						○	100局	1.25	1.25				
7	機器本体の清掃						○	100局	1.25	1.25				
<b>「個別点検」44-2-5 カラーモニタ (機上局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考	(追加)			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員	
1	表示部の確認						○	100局	1.25	1.25				
2	接続部の確認						○	100局	1.25	1.25				
3	機器本体の清掃						○	100局	1.25	1.25				
4	機器据付状態の確認						○	100局	1.25	1.25				
<b>「個別点検」44-2-6 ビデオレコーダ (機上局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考	(追加)			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員	
1	録画機能の確認						○	100局	1.25	1.25				
2	接続部の確認						○	100局	1.25	1.25				
3	機器本体の清掃						○	100局	1.25	1.25				
<b>「個別点検」44-2-7 ヘリ位置表示端末 (機上局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考	(追加)			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員	
1	電圧等の確認						○	100局	1.25	1.25			電池の確認含む	
2	動作確認						○	100局	3.75	3.75				
3	接続部の確認						○	100局	1.25	1.25				
4	イベントログ(Windows 付属機能)の確認						○	100局	1.25	1.25				
5	機器本体の清掃等						○	100局	1.25	1.25	本体清掃 機器据付確認			
<b>「個別点検」44-2-8 カメラ装置 (機上局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考	(追加)			
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者				技術員	
1	外観及び取付状況確認						○	100局	4.38	4.38				
2	カメラ装置本体機能の確認						○	100局	1.25	1.25				
3	カメラ防振装置機能確認						○	100局	6.45	6.45			制御部・操作部含む	
4	接続部の確認						○	100局	1.25	1.25				
5	機器本体の清掃						○	100局	2.50	2.50				

改定(案)										改定前(R2.11)			改定理由
「個別点検」45-1-1 レドーム(Xバンドレーダ局)													試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	掛掛(人)			備考		
1	外観構造確認					○		100基	1.250	1.250	コーキング材確認		
						○		100基	2.500	2.500	雨漏り確認		
						○		100基	2.500	2.500	損傷、塗装確認		
						○		100基	1.250	1.250	ボルト緩み確認		
						○		100基	1.250	1.250	除雪ロープ確認		
2	避雷針の接地抵抗確認					○		100基	2.500	2.500			
「個別点検」45-1-2 空中線装置(Xバンドレーダ局)(導波管加圧装置及び安全開閉器含む)													試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	掛掛(人)			備考		
1	スイッチ類の確認				○			100基	1.250	1.250	安全スイッチの確認、レドームシャッタ等との連携確認		
					○			100基	1.250	1.250	遠隔操作スイッチによる確認		
2	駆動モータ確認及び清掃				○			100基	1.250	1.250	ブラシ等の確認清掃		
					○			100基	1.250	1.250	電磁ブレーキ確認		
					○			100基	2.500	2.500	モータ温度確認		
3	ギアヘッドの確認					○		100基	1.250	1.250	ギア確認		
						※		100基	75.000	75.000	ギア交換		
4	角度検出機構確認				○			100基	1.250	1.250	レンズカバー確認		
					○			100基	2.500	2.500	ギヤ確認、給脂		
5	伝達機構確認及び給脂、給油				○			100基	5.000	5.000	ギヤ確認、給脂・給油		
					○			100基	2.500	2.500	旋回軸受等確認、給脂		
					○			100基	2.750	2.750	潤滑油漏れ確認		
					○			100基	1.250	1.250	タイミングベルト確認		
						※		100基	37.500	37.500	タイミングベルト交換		
6	潤滑油等の確認					○		100基	2.500	2.500			
						※		100基	25.000	25.000	潤滑油の交換		
7	ロータリージョイント部の確認				○			100基	3.750	3.750			
8	スリップリング及びブラシの確認清掃				○			100基	12.500	12.500	リング面の確認		
					○			100基	3.130	3.130	ブラシ状態の確認		
						※		100基	50.000	50.000	ブラシの交換		
9	架台の水平レベルの確認					○		100基	2.500	2.500			
10	リミットスイッチの動作確認				○			100基	6.250	6.250			
11	動作状況の確認				○			100基	3.130	3.130			
12	導波管の取付け及び気密の確認					○		100基	1.250	1.250	取付状態確認		
						○		100基	2.500	2.500	加圧装置の動作確認		
						○		100基	1.250	1.250	圧力指示値の確認		
						○		100基	1.250	1.250	MAIN表示灯の確認		
						○		100基	1.250	1.250	乾燥タンク内の確認		
						※		100基	12.500	12.500	乾燥剤の交換		
						○		100基	1.250	1.250	動作回数計指示値の確認		
						○		100基	1.250	1.250	保護機構の確認		
						○		100基	1.250	1.250	エアフィルターの清掃		
13	オイルシールの確認					○		100基	2.500	2.500			
14	接続部の確認					○		100基	1.250	1.250			
15	機器本体の清掃等					○		100基	2.500	2.500	錆・塗装確認		
						○		100基			機器の清掃		
						○		100基			機器取付確認		

※点検結果により必要に応じて交換を実施する。

改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由	
<b>「個別点検」45-1-3 空中線制御装置(Xバンドレーダ局)</b>														試行基準の本基準化	
No.	確認事項の概要	点検周期					掛掛(人)			備考					
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員				
1	電圧等の確認				○		100基	2.500	2.500						
2	空中線回転速度の確認				○		100基	2.500	2.500						
3	A/Z角度精度の確認					○	100基	6.250	6.250						
4	E/L角度精度の確認					○	100基	4.170	4.170	角度精度の確認					
						○	100基	2.500	2.500	停止時間の確認					
5	接続部の確認					○	100基	1.250	1.250						
6	機器本体の清掃等					○	100基	1.250	1.250	ファンモジュールの確認・清掃					
						○	100基	3.750	3.750	機器の清掃					
						○	100基			機器据付確認					
<b>「個別点検」45-1-4 送信装置(Xバンドレーダ局:新スプリアス規格準拠)</b>															試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					掛掛(人)			備考					
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員				
1	電圧等の確認				○		100基	1.250	1.250						
2	送信出力確認				○		100基	6.250	6.250						
3	送信種信号出力確認				○		100基	6.250	6.250						
4	送信周波数確認				○		100基	6.250	6.250						
5	不要輻射確認					○	100基	22.520	22.520						
6	トリガーパルス確認					○	100基	3.890	3.890						
7	送信パルス幅確認					○	100基	6.250	6.250						
8	自蔵計器による確認					○	100基	2.500	2.500						
9	動作表示及び警報用センサ状況確認					○	100基	2.500	2.500						
10	VSWRの確認					○	100基	7.640	7.640						
11	クライストロン又は多段半導体等の確認					○	100基	4.170	4.170	クライストロン又は多段半導体の確認					
						※	100基	50.000	50.000	クライストロンの交換					
12	繰返し周波数の確認					○	100基	3.130	3.130						
13	監視モジュールによる確認					○	100基	1.250	1.250						
14	接続部の確認					○	100基	2.500	2.500						
15	機器本体の清掃等					○	100基			ファンモジュールの確認・清掃					
						○	100基	6.250	6.250	機器の清掃					
						○	100基			機器据付確認					
※点検結果により必要に応じて交換を実施する。														試行基準の本基準化	
<b>「個別点検」45-1-5 受信ノ信号処理装置(Xバンドレーダ局)</b>															
No.	確認事項の概要	点検周期					掛掛(人)			備考					
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員				
1	電圧等の確認				○		100基	1.250	1.250						
2	受信機感度確認				○		100基	13.880	13.880						
3	受信機特性確認				○		100基	7.640	7.640	動作監視部の確認					
					○		100基	13.890	13.890	受信特性の確認					
4	受信レベル差の確認				○		100基	4.250	4.250						
5	TRリミッタの確認					○	100基	7.000	7.000	TRリミッタの確認					
						※	100基	18.750	18.750	TRリミッタの交換					
6	トリガー系の確認					○	100基	4.580	4.580						
7	A/D入出力特性確認					○	100基	14.580	14.580						
8	MTI処理機能の確認					○	100基	8.330	8.330						
9	接続部の確認					○	100基	1.250	1.250						
10	機器本体の清掃等					○	100基			ファンモジュールの確認					
						○	100基	5.000	5.000	機器の清掃					
						○	100基			機器据付確認					
※点検結果により必要に応じて交換を実施する。															

(追加)

(追加)

(追加)

改定(案)										改定前(R2.11)			改定理由		
<b>「個別点検」45-1-6 処理装置(受信/信号処理装置※、データ変換装置、データ蓄積装置)(Xバンドレーダ局)</b>										(追加)			試行基準の本基準化		
No.	確認事項の概要	点検周期					掛掛(人)							備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者						技術員
1	操作部スイッチ機能の確認					○		100基	2.500					2.500	
2	電圧等の確認					○		100基	2.500					2.500	
3	電池の交換						○	100基	2.500					2.500	
4	自動再起動の動作確認						○	100基	5.000					5.000	
5	予備機等の設定確認						○	100基	5.000					5.000	該当設備がある場合に
6	入出力コンソール部の動作確認					○		100基	2.500					2.500	キーボード動作確認
						○		100基	2.500					2.500	ディスプレイ画面確認
7	ハードディスクの動作確認					○		100基	2.500					2.500	
8	テストプログラムによる動作確認						○	100基	5.000					5.000	
9	パラメーターファイルのバックアップ						○	100基	2.500					2.500	
10	制御機能の確認					○		100基	5.000					5.000	
11	監視機能の確認					○		100基	2.500					2.500	
12	時刻の確認					○		100基	1.250	1.250					
13	記録データの確認					○		100基	2.500	2.500					
14	接続部の確認						○	100基	2.500	2.500					
15	機器本体の清掃等					○		100基	5.000	5.000	ファンモジュールの 機器の清掃				
						○		100基			機器据付確認				
						○		100基							
<b>「個別点検」45-1-7 データ変換装置時計装置(Xバンドレーダ局)</b>										(追加)			試行基準の本基準化		
No.	確認事項の概要	点検周期					掛掛(人)							備考	
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者						技術員
1	電圧等の確認						○	100基	1.250					1.250	
2	電池の交換						○	100基	1.250					1.250	
3	時刻の確認						○	100基	1.250					1.250	時計時刻確認
							○	100基	1.250					1.250	FM受信確認
4	接続部の確認						○	100基	1.250					1.250	
5	機器本体の清掃等						○	100基	1.250					1.250	機器本体清掃
							○	100基	1.250					1.250	ファン、フィルタ清掃
							○	100基	1.250	1.250	機器据付確認				

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由																																																																																			
<p>「個別点検」45-1-8 遠隔操作表示装置(本体)(Xバンドレーダ局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">確認事項の概要</th> <th colspan="5">点 検 周 期</th> <th colspan="3">歩 掛 (人)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>毎 日</th> <th>1ヶ 月</th> <th>2ヶ 月</th> <th>3ヶ 月</th> <th>6ヶ 月</th> <th>12ヶ 月</th> <th>単 位</th> <th>技 術 者</th> <th>技 術 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アラーム出力モニタ動作試験</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> <td>100基</td> <td>5.000</td> <td>5.000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>遠隔制御動作試験</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> <td>100基</td> <td>5.000</td> <td>5.000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>接続部の確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>2.500</td> <td>2.500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>機器本体の清掃等</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> <td>100基</td> <td>5.000</td> <td>5.000</td> <td>機器の清掃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td> <td>100基</td> <td></td> <td></td> <td>機器据付確認</td> </tr> </tbody> </table>											No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考	毎 日	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	12ヶ 月	単 位	技 術 者	技 術 員	1	アラーム出力モニタ動作試験					○		100基	5.000	5.000		2	遠隔制御動作試験					○		100基	5.000	5.000		3	接続部の確認						○	100基	2.500	2.500		4	機器本体の清掃等					○		100基	5.000	5.000	機器の清掃							○		100基			機器据付確認	(追加)		<p>試行基準の本基準化</p>				
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考																																																																																							
		毎 日	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	12ヶ 月	単 位	技 術 者		技 術 員																																																																																						
1	アラーム出力モニタ動作試験					○		100基	5.000	5.000																																																																																							
2	遠隔制御動作試験					○		100基	5.000	5.000																																																																																							
3	接続部の確認						○	100基	2.500	2.500																																																																																							
4	機器本体の清掃等					○		100基	5.000	5.000	機器の清掃																																																																																						
						○		100基			機器据付確認																																																																																						
<p>「個別点検」45-1-9 レーダ電源制御装置(Xバンドレーダ局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">確認事項の概要</th> <th colspan="5">点 検 周 期</th> <th colspan="3">歩 掛 (人)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>毎 日</th> <th>1ヶ 月</th> <th>2ヶ 月</th> <th>3ヶ 月</th> <th>6ヶ 月</th> <th>12ヶ 月</th> <th>単 位</th> <th>技 術 者</th> <th>技 術 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電圧等の確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>復電起動の動作確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>EMERGENCYスイッチの確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>接続部の確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>2.500</td> <td>2.500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>機器本体の清掃等</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考	毎 日	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	12ヶ 月	単 位	技 術 者	技 術 員	1	電圧等の確認						○	100基	1.250	1.250		2	復電起動の動作確認						○	100基	1.250	1.250		3	EMERGENCYスイッチの確認						○	100基	1.250	1.250		4	接続部の確認						○	100基	2.500	2.500		5	機器本体の清掃等						○	100基	1.250	1.250		(追加)		<p>試行基準の本基準化</p>				
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考																																																																																							
		毎 日	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	12ヶ 月	単 位	技 術 者		技 術 員																																																																																						
1	電圧等の確認						○	100基	1.250	1.250																																																																																							
2	復電起動の動作確認						○	100基	1.250	1.250																																																																																							
3	EMERGENCYスイッチの確認						○	100基	1.250	1.250																																																																																							
4	接続部の確認						○	100基	2.500	2.500																																																																																							
5	機器本体の清掃等						○	100基	1.250	1.250																																																																																							
<p>「個別点検」45-2-1 レドーム(Cバンドレーダ局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">確認事項の概要</th> <th colspan="5">点 検 周 期</th> <th colspan="3">歩 掛 (人)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>毎 日</th> <th>1ヶ 月</th> <th>2ヶ 月</th> <th>3ヶ 月</th> <th>6ヶ 月</th> <th>12ヶ 月</th> <th>単 位</th> <th>技 術 者</th> <th>技 術 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">外観構造確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td>コーキング材確認</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>2.500</td> <td>2.500</td> <td>雨漏り確認</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>2.500</td> <td>2.500</td> <td>損傷、塗装確認</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td>ボルト緩み確認</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>1.250</td> <td>1.250</td> <td>除雪ロープ確認</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>避雷針の接地抵抗確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> <td>100基</td> <td>2.500</td> <td>2.500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考	毎 日	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	12ヶ 月	単 位	技 術 者	技 術 員	1	外観構造確認						○	100基	1.250	1.250	コーキング材確認						○	100基	2.500	2.500	雨漏り確認						○	100基	2.500	2.500	損傷、塗装確認						○	100基	1.250	1.250	ボルト緩み確認						○	100基	1.250	1.250	除雪ロープ確認	2	避雷針の接地抵抗確認						○	100基	2.500	2.500		(追加)		<p>試行基準の本基準化</p>
No.	確認事項の概要	点 検 周 期					歩 掛 (人)			備 考																																																																																							
		毎 日	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月	12ヶ 月	単 位	技 術 者		技 術 員																																																																																						
1	外観構造確認						○	100基	1.250	1.250	コーキング材確認																																																																																						
							○	100基	2.500	2.500	雨漏り確認																																																																																						
							○	100基	2.500	2.500	損傷、塗装確認																																																																																						
							○	100基	1.250	1.250	ボルト緩み確認																																																																																						
							○	100基	1.250	1.250	除雪ロープ確認																																																																																						
2	避雷針の接地抵抗確認						○	100基	2.500	2.500																																																																																							

電気通信施設点検業務積算基準(案) 新旧対照表

改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由
「個別点検」45-2-2 空中線装置(Gバンドレーダ局)(導波管加圧装置及び安全閉鎖器含む)											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期	歩掛(人)			備考								
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員				
1	スイッチ類の確認				○			100基	1.250	1.250	安全スイッチの確認、レドームシャッタ等との連携確認			
					○			100基	1.250	1.250	遠隔操作スイッチによる確認			
2	駆動モータ確認及び清掃				○			100基	1.250	1.250	ブラシ等の確認清掃			
					○			100基	1.250	1.250	電磁ブレーキ確認			
					○			100基	2.500	2.500	モータ温度確認			
3	ギアヘッドの確認					○		100基	1.250	1.250	ギア確認			
						※		100基	75.000	75.000	ギアの交換			
4	角度検出機構確認				○			100基	1.250	1.250	レゾルバー確認			
					○			100基	2.500	2.500	ギヤ確認、給脂			
5	伝達機構確認及び給脂、給油				○			100基	5.000	5.000	ギヤ確認、給脂・給油			
					○			100基	2.500	2.500	旋回軸受等確認、給脂			
					○			100基	2.750	2.750	潤滑油漏れ確認			
6	潤滑油等の確認					○		100基	2.500	2.500	潤滑油の交換			
						※		100基	25.000	25.000	潤滑油の交換			
7	ロータリージョイント部の確認				○			100基	3.150	2.080				
8	スリップリング及びブラシの確認清掃				○			100基	12.500	6.250	リング面の確認			
					○			100基	4.170	4.170	ブラシ状態の確認			
						※		100基	50.000	50.000	ブラシの交換			
9	架台の水平レベルの確認					○		100基	2.500	2.500				
10	リミットスイッチの動作確認				○			100基	5.000	5.000				
11	動作状況の確認				○			100基	3.130	3.130				
12	導波管の取付け及び気密の確認					○		100基	1.250	1.250	取付状態確認			
						○		100基	2.500	2.500	加圧装置の動作確認			
						○		100基	1.250	1.250	圧力指示値の確認			
						○		100基	1.250	1.250	MAIN表示灯の確認			
						○		100基	1.250	1.250	乾燥タンク内の確認			
						※		100基	12.500	12.500	乾燥剤の交換			
						○		100基	1.250	1.250	動作回数計指示値の確認			
						○		100基	1.250	1.250	保護機構の確認			
						○		100基	1.250	1.250	エアフィルターの清掃			
13	オイルシールの確認					○		100基	2.500	2.500				
14	接続部の確認					○		100基	1.250	1.250				
15	機器本体の清掃等					○		100基	2.500	2.500	錆・塗装確認			
						○		100基			機器の清掃			
						○		100基			機器据付確認			
※点検結果により必要に応じて交換を実施する。														
「個別点検」45-2-3 空中線制御装置(Gバンドレーダ局)											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期	歩掛(人)			備考								
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員				
1	慣性等の確認				○			100基	2.500	2.500				
2	空中線回転速度の確認				○			100基	2.500	2.500				
3	A Z角度精度の確認					○		100基	6.250	6.250				
4	E L角度精度の確認					○		100基	6.250	6.250	角度精度の確認			
						○		100基	2.500	2.500	停止時間の確認			
5	接続部の確認					○		100基	1.250	1.250				
6	機器本体の清掃等					○		100基	1.250	1.250	ファンモジュールの確認・清掃			
						○		100基	2.500	2.500	機器の清掃			
						○		100基			機器据付確認			

改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由
<b>「個別点検」45-2-4 送信装置(Gバンドレーダ局:新スプリアス規格進地)</b>											(追加)			試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員					
1	電圧等の確認			○			100基	1.250	1.250					
2	送信出力確認			○			100基	4.170	4.170					
3	送信種信号出力確認			○			100基	6.250	6.250					
4	送信周波数確認			○			100基	4.170	4.170					
5	不要輻射確認				○		100基	22.520	22.520					
6	トリガーパルス確認				○		100基	3.890	3.890					
7	送信パルス幅確認			○			100基	6.250	6.250					
8	自蔵計器による確認			○			100基	2.500	2.500					
9	動作表示及び警報用センサ状況確認				○		100基	2.500	2.500					
10	VSWRの確認				○		100基	7.640	7.640					
11	クライストロン又は多段半導体等の確認				○		100基	4.170	4.170	クライストロン又は多段半導体の確認				
12	繰返し周波数の確認				※		100基	50.000	50.000	クライストロンの交換				
13	監視モニタによる確認				○		100基	1.250	1.250					
14	接続部の確認					○	100基	2.500	2.500					
15	機器本体の清掃等				○		100基	5.000	5.000	ファンモジュールの確認・清掃				
					○		100基			機器の清掃				
					○		100基			機器据付確認				
※点検結果により必要に応じて交換を実施する											(追加)			試行基準の本基準化
<b>「個別点検」45-2-5 受信/信号処理装置(Gバンドレーダ局)</b>														
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員					
1	電圧等の確認			○			100基	1.250	1.250					
2	受信機感度確認			○			100基	13.880	13.880					
3	受信機特性確認			○			100基	7.640	7.640	動作監視部の確認				
				○			100基	13.890	13.890	受信特性の確認				
4	受信レベル差の確認			○			100基	4.250	4.250					
5	TRリミッタの確認				○		100基	7.000	7.000	TRリミッタの確認				
					※		100基	18.750	18.750	TRリミッタの交換				
6	トリガー系の確認				○		100基	4.580	4.580					
7	A/D入力特性確認				○		100基	14.580	14.580					
8	MTI処理機能の確認				○		100基	8.330	8.330					
9	接続部の確認					○	100基	1.250	1.250					
10	機器本体の清掃等				○		100基	5.000	5.000	ファンモジュールの確認・清掃				
					○		100基			機器の清掃				
					○		100基			機器据付確認				
※点検結果により必要に応じて交換を実施する											(追加)			試行基準の本基準化

改定(案)											改定前(R2.11)			改定理由
「個別点検」45-2-6 処理装置(受信ノ信号処理装置、収集処理装置、データ蓄積装置、解析処理装置)(Cバンドレダ局)														試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	操作部スイッチ機能の確認					○	100基	2.500	2.500					
2	電圧等の確認					○	100基	2.500	2.500					
3	電池の交換					○	100基	2.500	2.500					
4	自動再起動の動作確認					○	100基	5.000	5.000					
5	予備機等の設定確認					○	100基	5.000	5.000	該当設備がある場合に実施				
6	入出力コンソール部の動作確認					○	100基	2.500	2.500	キーボード動作確認				
						○	100基	2.500	2.500	ディスプレイ画面確認				
7	ハードディスクの動作確認					○	100基	2.500	2.500					
8	テストプログラムによる動作確認					○	100基	5.000	5.000					
9	パラメーターファイルのバックアップ					○	100基	2.500	2.500					
10	制御機能の確認					○	100基	5.000	5.000					
11	監視機能の確認					○	100基	2.500	2.500					
12	時刻の確認					○	100基	1.250	1.250					
13	記録データの確認					○	100基	2.500	2.500					
14	接続部の確認					○	100基	2.500	2.500					
15	機器本体の清掃等					○	100基	5.000	5.000	ファンモジュールの確認・清掃				
						○	100基			機器の清掃				
						○	100基			機器据付確認				
「個別点検」45-2-7 時計装置(Cバンドレダ局)														試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	電圧等の確認					○	100基	1.250	1.250					
2	電池の交換					○	100基	1.250	1.250					
3	時刻の確認					○	100基	1.250	1.250	時計時刻確認				
4	接続部の確認					○	100基	1.250	1.250	FM受信確認				
5	機器本体の清掃等					○	100基	1.250	1.250	機器本体清掃				
						○	100基	1.250	1.250	ファン、フィルタ清掃				
						○	100基	1.250	1.250	機器据付確認				
「個別点検」45-2-8 監視制御端末(Cバンドレダ局)														試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	アラーム出力モニタ動作試験					○	100基	5.000	5.000					
2	遠隔制御動作試験					○	100基	5.000	5.000					
3	接続部の確認					○	100基	2.500	2.500					
4	機器本体の清掃等					○	100基	5.000	5.000	機器の清掃				
						○	100基			機器据付確認				
「個別点検」45-2-9 レダ電源制御装置(Cバンドレダ局)														試行基準の本基準化
No.	確認事項の概要	点検周期					歩掛(人)			備考				
		毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員			
1	電圧等の確認					○	100基	1.250	1.250					
2	復電起動の動作確認					○	100基	3.130	3.130					
3	EMERGENCYスイッチの確認					○	100基	3.130	3.130					
4	接続部の確認					○	100基	2.500	2.500					
5	機器本体の清掃等					○	100基	1.250	1.250					

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)